

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義及び責務の改正

一 定義

この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は再資源化することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいうこと。
(第二条第五項関係)

二 責務

事業者及び国民の責務について、特定製品が整備される場合において、当該特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講ずることを明確にすること。
(第四条及び第六条関係)

第二 第一種フロン類回収業者の登録が必要な業務の追加

第一種特定製品の整備が行われ、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行う者は、第一種フロン類回収業者の登録を受けなければならないこととする事。
(第九条第一項関係)

第三 第一種特定製品の整備の際のフロン類排出抑制施策の強化

一 第一種特定製品整備者の引渡義務等

第一種特定製品整備者は、製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、回収作業を第一種フロン類回収業者に委託するとともに、当該製品に再充てんされなかったフロン類があるときは、当該第一種フロン類回収業者に当該フロン類を引き渡さなければならないこととする。また、第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者からフロン類の回収を受託したときは、フロン類の回収に関する基準に従って回収を行うとともに、当該第一種特定製品整備者から再充てんされなかったフロン類の引取りを求められたときは、それを引き取らなければならないこととする。

(第十八条の二関係)

二 第一種特定製品の整備に際して引き取ったフロン類の引渡義務

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者からフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合その他省令で定める場合を除き、フロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならないこととする。

(第二十一条第一項関係)

三 第一種特定製品の整備に際して回収したフロン類の量の記録

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収したフロン類の量を記録しなければならないこととするともに、当該量について、都道府県知事に報告しなければならないこととする。

(第二十二条第一項及び第三項関係)

四 費用負担

第一種特定製品の整備が行われる場合におけるフロン類の回収等の費用の負担に関し、所要の規定を整備すること。

(第三十七条関係)

第四 第一種特定製品の廃棄等の際のフロン類排出抑制施策の強化

一 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務

第一種特定製品の廃棄等を行うおとする者は、第一種フロン類回収業者に対し、当該製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならないこととすること。

(第十九条関係)

二 特定解体工事元請業者の確認及び説明

工作物の全部又は一部を解体する工事を発注しようとする者から直接当該建設工事を請け負おうとする

る建設業者は、当該工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った上で、当該工事の発注者に説明しなければならないこととともに、当該工事の発注者は、当該建設業者の確認作業に協力しなければならないこととすること。
(第十九条の二関係)

三 第一種特定製品の廃棄等が行われる際のフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの特許等を書面で管理する制度

1 第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者は、委託確認書又は再委託承諾書面等を交付又は回付しなければならないこととともに、それぞれ当該書面又はその写しを主務省令で定める期間保存しなければならないこととすること。
(第十九条の三関係)

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引取りを求められたときは、委託確認書等の交付又は回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、フロン類を引き取らなければならないこととすること。
(第二十条第一項関係)

3 第一種フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、引取証明書又はその写しを交付又は送付しなければならないこととともに、当該第一種フロン類回収業者又は引取証明書若しくはそ

の写しの交付若しくは送付を受けた者は、当該書面又はその写しを主務省令で定める期間保存しなければならぬこととする事。

(第二十条の二関係)

第五 担保措置の強化等

一 指導及び助言

都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は特定解体工事元請業者等に対し、必要な指導及び助言をすることができるとすること。

(第二十三条関係)

二 勧告及び命令

都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者等に対し、必要な勧告をすることができるとともに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、都道府県知事は、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとすること。

(第二十四条関係)

三 報告の徴収及び立入検査

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第一種特定製品整備者、第一

種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者等に対し、報告を求め、立入検査を行うことができることとする。 (第四十三条及び第四十四条関係)

四 資料の提出の要求

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者若しくは特定解体工事元請業者等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとする。 (第四十五条関係)

第六 その他

一 記録閲覧拒否の禁止

第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者等から、これらの者に係る記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととする。 (第二十二條第二項及び第三十四條第二項関係)

二 主務大臣等

第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を主務大臣とし、第十九条の二第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とすることとする。 (第五十二条関係)

第七 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第二条から第七条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第八条関係)